事務事業評価シート

(平成23年度実施事業)

事務事業名	農業経営基盤強化促進対策事業					ード	0578
所属コード	141000	課等名	農政課		係名	農村振興係	
課長名	佐々木 和則	担当者	1名 工藤 博貴		内線番	:号	6046
評価分類	■ 一般 □ 2	公の施設	□ 大規模公共事業		補助金	: [〕内部管理

(1) 概要

総合計画	施策の柱	活力のある産業の)振興		コード	5		
体系	施策	活力のある農林業	活力のある農林業の振興					
	基本事業	生産意欲と技術の)向上		コード	1		
予算費目名	一般会計	一般会計 6款 1項 3目 農業経営基盤強化促進対策事業(001-01)						
特記事項								
事業期間	□単年度 ■単年度繰越 □期間限定複数年度 開始年度 平成 12 年度							
根拠法令等	農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)							

(2) 事務事業の概要

農業経営基盤強化促進法及び盛岡市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に基づき地域農 政の推進を図る。

(3) この事務事業を開始したきっかけ(いつ頃どんな経緯で開始されたのか)

地域に即した農業・農村の振興を図るため、農用地の確保と有効利用、経営規模の拡大、中核農家等担い手の育成・確保を総合的に推進することが必要になったため。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

昭和55年、育成すべき農業者の経営管理の合理化その他の農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じ、農業の健全な発展に寄与することを目的に農業経営基盤強化促進法が制定された。 平成19年度からは水田経営所得安定対策の導入、平成21年度には農地法等の改正に伴い、食料・農業・農村基本法が目指す望ましい農業構造を実現するため、農業生産法人による多様な経営展開、集落営農組織の担い手としての育成及び認定農業者に対する農用地の利用の集積を一層促進し、農業の構造改革を推進・加速させる所用の措置を講ずることを目的として同法が改正された。

(1) 対象 (誰が, 何が対象か)

盛岡地域の農業者と認定農業者

(2) 対象指標(対象の大きさを示す指標)

指標項目		21 年度	22 年度	23 年度	23 年度	26 年度
		実績	実績	計画	実績	見込み
A 認定農業者(盛岡地域)	経営	179	178	179	173	173
B 新規就農者(盛岡地域)		19	11	5	7	10
С						

(3) 23 年度に実施した主な活動・手順

講習会や研修会の開催。農業支援マネージャーによる指導。

(4) 活動指標(事務事業の活動量を示す指標)

指標項目		21 年度	22 年度	23 年度	23 年度	26 年度
		実績	実績	計画	実績	目標値
A 講習会・研修会の開催	口	12	6	7	6	6
В						
С						

(5) 意図(対象をどのように変えるのか)

地域農業の中核的農家となる認定農業者に対し、農業の経営改善計画の目標達成に向けた研修会や情報交換会等を開催し、意欲の向上と技術の研鑚を図る。

(6) 成果指標(意図の達成度を示す指標)

指標項目	性格	単位	21 年度	22 年度	23 年度	23 年度	26 年度
拍標項目	1生俗		実績	実績	計画	実績	目標値
A 認定農業者増加数	■上げる						
	口下げる	経営	5	-1	0	-5	0
	□維持						
B 農業法人	■上げる						
	口下げる	経営	12	12	13	13	13
	□維持						
C 集落営農組織	■上げる						
	口下げる	経営	3	3	4	3	4
	□維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	21 年度実績	22 年度実績	23 年度計画	23 年度実績
			21 干及天順	22 干及天順	20 干及时固	20 千尺天順
事業費	①	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	0	29	27	27
	⑤その他(農林基金)	千円	0	2,366	2,366	2,366
	A 小計 ①~⑤	千円	2,533	2,395	2,393	2,393
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	1,500	1,500	1,500	1,500
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	6,000	6,000	6,000	6,000
計	トータルコスト A+B	千円	8,533	8,395	8,393	8,393
備考						

- (1) 必要性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)
 - ① 施策体系との整合性

地域の中核となるべき農業者を育成・支援しているので結びついている。

② 市の関与の妥当性

農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村では基本構想を定めているため妥当である。

③ 対象の妥当性

国の政策と同様、認定農業者を中心とした中核的農家の育成を行っているため妥当である。

④ 廃止・休止の影響

当該事業は、地域農業の振興を総合的に推進するものであり、廃止・休止することにより農業の担い手である認定農業者の支援・育成がなされない場合、地域農業の生産体制が弱体化し農業所得の減少や農地の荒廃等が懸念される。

(2) 有効性評価 (成果の向上余地)

認定農業者の掘り起しがある程度進み、新規の認定者は微増となっており、再認定者の確保が課題となっている。研修の充実やフォローアップの充実を図り、認定農業者の支援を行うことにより向上の余地はある

(3) 公平性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)

研修会の周知はその都度、全ての認定農業者に通知しているため公平・公正である。

(4) 効率性評価

必要最小限の予算で実施しており、育成すべき農業者の環境が変動する中で、指導・支援する立場である行政における人件費の増加は避けられないが現状維持に留めている。

(1) 改革改善の方向性

再認定対象者の認定に係る書類作成支援のほか、フォローアップについても農業支援マネージャーを 活用する。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

国の担い手政策が変動するなか、認定農業者制度は農業施策の多分野に関わることから、関係機関と情報の共有を行い、一定規模以上の農業者を認定農業者に誘導するほか、関係機関と連携して認定農業者のフォローアップを行う。

(1) 今後の方向性

- 現状維持(従来どおりで特に改革改善をしない)
- □ 改革改善を行う(事業の統廃合・連携を含む)
- □ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

将来的に地域営農の中心となる認定農業者の育成及び支援のために、必要な事業として取り 組んでいる。

また,現在取り組みがスタートしている「地域農業マスタープラン」においても中心的な役割を担うことから,引き続き支援する必要がある。